

**相談者 (Aさん)** 町民課に勤めているAとい  
います。うちの課では毎週町民からの相談を  
受付けているのですが、先日はSさんとい  
う方から医療ミスについてお医者さんを訴え  
たいという相談がありました。

**弁護士** どのような病院で、どのような医療ミ  
スだと言っているのですか。

**Aさん** 病院は入院施設のない内科のクリニッ  
クでした。Sさんのお父さん(七五歳)が昼  
間に激しい頭痛と吐き気を訴えてそのクリニッ  
クで診てもらったところ、少し血圧が高いせ  
いだと言われて頭痛薬と降圧剤を処方された  
のだそうです。しかしながら翌朝になっても  
症状が治まらず、もう一度同じクリニクで  
診察を受けたところ、単純レントゲンを撮っ  
ても異常がないし、家で休養しなさいと言わ  
れ帰宅したのだそうです。ところが午後にな  
ると再び激しい頭痛でどうしようもなくなり、  
救急車で町立病院に搬送され、CT検査の結  
果も膜下出血と診断され、緊急手術したの  
ですが、結局手遅れで亡くなってしまったの  
だそうです。Sさんは二回もクリニクで診  
察を受けたのに、くも膜下出血と診断されな  
かったことが死亡に繋がったということ  
で、医療ミスだと主張しているのです。

**弁護士** 確かにSさんの話を聞いた限りでは  
医療ミスの可能性は否定できませんね。激し

ではないでしょうか。

**Aさん** お医者さんの注意義務の基準として  
医療水準ということが言われていると聞きま  
したが、もう少し解りやすく教えてください。

**弁護士** 最高裁昭和五七年三月三〇日判決は、  
お医者さんに求められている注意義務の基準  
は、診療当時のいわゆる臨床医学の実践にお  
ける医療水準であるといっています。この  
「臨床医学の実践における医療水準」という  
のは、多くの臨床医が一般的に行っているこ  
とに従えばいいという事ではなく、その様な  
一般的な慣行自体が医学的に合理性を有する  
ことが必要だと考えられています。

**Aさん** 医療水準を考える場合、個人の開業  
医と大病院では違ってくるのではないでしょ  
うか。

**弁護士** そのとおりです。医療水準を具体的  
に判断する場合、医療機関の性格や地域の医  
療環境の特性などを考慮すべきであると言わ  
れています。従って医療水準といっても全国  
一律ではなく、個人の開業医よりは地域の総  
合病院が、更に大学病院は、より高度の医療  
水準を要求されていると考えて良いと思いま  
す。未熟児網膜症の事件について数多くの判  
決が出されていますが、最高裁平成七年六月  
九日判決は、地域の総合病院に対して高い医  
療水準を要求する判断を下しました。

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第19回

# お医者さんが 訴えられる時代

い頭痛と吐き気が二日間続いたのであれば、  
七五歳という年齢からしてもくも膜下出血を  
疑う必要がありそうです。一回目の診察の段  
階で町立病院に転院措置をとってれば、最  
悪の事態は免れたかもしれませんね。

**Aさん** Sさんも同じような事を言っていま



**Aさん** 今の医療水準のお話しは先ほどの転  
医義務とも繋がる問題なのではないですか。

**弁護士** その通りです。個人の開業医では必  
ずしも新しい治療法を行うための設備を有し  
ておらず、最新の医療水準に従った治療が出  
来ないので、その場合にはその患者さん  
を受け入れて適切な治療ができる大きな病  
院へ転医する義務があるということになるの  
です。

**Aさん** 私どもの町では町立病院があり、地  
域の拠点病院になっているのですが、やはり  
一定の高度な医療水準が要求されることにな  
るのですね。

**弁護士** そうですね。医学は日進月歩ですの  
で、地域の拠点病院では研修の充実等により  
医療従事者のレベルをたえず引き上げる努力

した。相談の際には訴訟を考えているのであ  
れば弁護士に相談した方が良いと回答してお  
いたのですが、それで良かったでしょうか。  
**弁護士** 医療裁判は専門的な知識も必要とな  
る難しい裁判です。早めに弁護士に依頼して  
証拠保全を行ってカルテ等を入手し、裁判の  
準備をした方が良いでしょうね。

**Aさん** 証拠保全というのはどういう手続な  
のですか。  
**弁護士** 裁判を出す前の段階でカルテ等が改  
ざんされたり、証拠が破棄されたりしないよ  
うに裁判所に申立をして、予めカルテ等の証  
拠を確保しておく手続です。

**Aさん** そう言えば白い巨塔というドラマの  
中でもカルテの改ざんが取り上げられていた  
ことを思い出しました。結局Sさんのお父さ  
んの場合、クリニクの過失はどの様な点に  
認められるのでしょうか。

**弁護士** 先ほどお聞きした状況では、転医義  
務違反に当たる可能性があると思います。最  
高裁平成九年九月二五日判決は、「開業医の  
役割は、風邪などの比較的軽度の病気の治療  
に当たるとともに、患者に重大な病気の治療  
性がある場合には、高度な医療を施すことの  
できる診療機関に転医させることにある」と  
述べています。この判例に照らしても、本件  
のクリニクには過失があると考えられるの

が必要だと思えます。

**Aさん** 新聞などで毎日のように医療裁判の  
提起や判決の記事を目にするのですが、実際  
に事件数も多いのですか。

**弁護士** この一〇年間で約二倍になり、全国  
で約一〇〇〇件の新しい裁判が提起されてい  
ます。

**Aさん** 昔はお医者さんを訴える等というこ  
とは考えられなかったのですがね。

**弁護士** 医療裁判がこれほど増加した背景に  
は三つの要因があると言われています。一つ  
は市民の権利意識が高まったことにより、専  
門家の責任追及がタブー視されなくなること  
です。二つ目は医療が高度化する反面、危  
険度も上昇したことです。また医療の進歩に  
対応した患者側の過大な期待も大きな要素で  
す。三つ目は医師などの専門家の過誤に厳し  
いマスコミの報道姿勢です。もともと医療事  
故が全て裁判に繋がるわけではありませんの  
で、医師と患者が互いに信頼関係をしっかりと  
保ちながら医療が行われることが必要だと  
思います。

◎執筆者 佐藤 裕一(さとう ゆういち)

阿部・佐藤協同法律事務所 弁護士

東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員